

令和5年度（2023年度）

第3回北海道環境審議会自然環境部会

議 事 録

日 時：2023年9月8日（金）午後2時開会
場 所：第二水産ビル 5階 会議室

1. 開 会

○事務局（鈴木自然環境課長） ただいまから、令和5年度第3回北海道環境審議会自然環境部会を開催いたします。

本日は、委員総数12名のうち、7名のご出席をいただいておりますことから、北海道環境審議会条例施行規則第3条第2項の規定により当部会は成立しておりますことをご報告いたします。

赤坂委員はオンラインでの参加となっておりますことを併せてご報告いたします。

それでは、早速、議事に入ります。

ここからの議事進行につきましては、吉中部会長にお願いいたします。

2. 議 事

○吉中部会長 それでは、始めたいと思います。どうぞよろしくをお願いいたします。

今日の議事は、前回からの継続審議案件となっております次期北海道生物多様性保全計画についての1件となっております。

初めに、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（橋本課長補佐） 資料1から資料3までございますけれども、資料に沿って私からご説明させていただきます。

まず、資料1をご覧ください。

これまでの検討過程と今後の予定です。

これは前回の資料を更新したものでして、これまでの検討経過のほうには8月3日分を追加しております。

下のところをご覧ください。

今後の検討内容と審議予定ですけれども、今回の部会以降、10月12日午後3時と聞いておりますけれども、親会が予定されておりました、そこで次期計画について本日皆様に見ていただいている資料を基にご審議をいただく予定です。その後、部会の開催については、2回程度、今のところ、10月の中下旬と11月を考えておりました、その状況を見て、親会から答申をいただく予定で考えております。

続きまして、資料2をご覧ください。

前回部会（令和5年8月3日開催）資料3-3の次期北海道生物多様性保全計画についてに対する意見と対応となります。会議の中ではご説明する時間はあまりありませんでしたが、この内容についてもご意見を別途いただいておりますので、このご意見に対し、今回、どのような対応をしたのかについて整理したものといたします。

なお、資料3で具体的に修正したり追加したりしておりますので、そこで説明したいと思っています。

それでは、順番に上から行きます。

まず、全般についてです。

文章形式で提示していただきたいということです。今回の部会で骨格部分が固まりましたら、今後、文章で事務局案を提示していただきたいと考えております。

次に、今後、施策案がそろった時点で全体構成の見直しが必要ではないかということです。ご意見のとおり、今回検討した結果次第で見直しが生じる可能性はあると認識しております。

次に、資料3のページごとに見ていきます。

まず、資料3の1ページの2050年目標までのロードマップを提示するとよいのではないかということです。2050年を長期目標に、2030年を中期目標にしておりまして、2030年までの取組内容を記載しておりますけれども、2030年までに本計画の点検評価などを実施するほか、国内外の生物多様性に関する動向を踏まえ、新たな計画の策定について考えていくこととなります。2050年はかなり先になりますけれども、ここまでの流れについて、ロードマップをつくることはなかなか難しいと考えておりますけれども、取組の流れにつきましては本文で記載していただきたいと考えております。

資料3の2ページをご覧ください。

2050年までの長期目標のところについて、「気候変動対策と調和した生物多様性の保全」と記載しておりますけれども、「気候変動対策に配慮しつつ、生物多様性の保全や」と修文してはいかがかということです。私たちの思いとしましては、あくまでも、生物多様性の保全が主役で、気候変動対策と生物多様性の保全は両立して進めていこうということを目指しております。しかし、「気候変動対策に配慮しつつ」としますと、どちらかというと、生物多様性のほうが気候変動に配慮するというような雰囲気になってしまうため、両立を意図する原案のほうで行かせていただきたいと思っております。

次に、2030年までの中期目標のところですが、ネイチャーポジティブという言葉を使っただけではいかがかということです。ネイチャーポジティブについては、新しい国家戦略の中でも副題に使われておりますし、盛んに出てくるものです。ただ、資料にもありますとおり、まだ国際的な定義が定まったものではないということがあります。また、これまでの審議の中で2030年までの中期目標に関しては達成が可能なもの、可能性のある表現としたい、また、評価が可能な目標にするようにというご意見をいただきましたので、それも踏まえ、ネイチャーポジティブという表現について、分かりやすく、かみ砕いた表現としたいと考えております。そのため、中期目標のところではネイチャーポジティブという言葉は使わないこととしたいと思っておりますが、次期生物多様性保全計画の本文中では使いたいと考えております。

次に、2030年までの中期目標のところですが、四つの基本方針を網羅するような表記として、「自然とのつながりの重要性を実感して」という言葉を入れてはどうかということです。これについては、いただいたご意見のとおり、追記したいと考えております。

資料2の2ページをご覧ください。

資料3のスライド2に基本方針が四つ並んでおりますけれども、基本方針ごとに状態目

標、行動目標、関連指標を設定し、2050年の長期目標からバックキャストして考える必要があるとのことです。状態目標、行動目標に当たる目指すべき状態、取るべき行動をお示ししております。関連指標はこの後になりますけれども、2050年の長期目標に向かうために2030年の中期目標を定め、そこに向かうために四つの基本方針を定め、取るべき行動、目指すべき状態を置いたという、いわゆるバックキャストで整理しておりますので、ご意見のとおり、ご提示していると考えております。

次に、横断的・基盤的取組についてです。

この中にキーワードとして環境教育、教育啓発といった文言を入れてはどうかということです。環境教育に関しては、まず、具体的な取組としては基本方針4に記載することにしてはありますが、ご意見を踏まえ、基盤的な取組の中にも環境教育を入れることとしています。赤色の字で環境教育、普及啓発と入っていますが、その記載がご意見をいただいで追加したところとなります。

また、資料3のスライド12をご覧ください。

取るべき行動の一番上に「環境教育などを通じ」という文言を追加しております。

次に、資料3のスライド3の基本方針1のところでは、

取るべき行動の二つ目に「土地利用の変化による」という記載がありますけれども、これは基本方針2に記載してはどうか、あるいは、土地利用の変化については生物多様性の第1の危機の開発などの脅威、それから、第2の危機の人の働きかけの減少から見たとき、分かりづらいというご意見をいただいております。

基本方針1にあります取るべき行動の土地利用の変化による生物多様性への環境の回避、低減については、開発などのインパクトとして記載しているものとなります。土地利用という言葉は基本方針1と基本方針2で使っているのですが、分かりづらいのですので、インパクトに対して取るべき行動として整理させていただいております。

それから、第1の危機と第2の危機についてです。第1の危機に当たる開発のインパクトを土地利用の変化によることに収めているのですが、資料3のスライド3の取るべき行動4の野生鳥獣とのあつれきの低減に向けた取組を実施するというのが第2の危機の人の働きかけが減少していることによる危機へのものと区別して記載しております。

次に、資料2の2ページの最後のもので、資料3のスライド3の基本方針1についてです。

この中に気候変動対策と生物多様性保全の間での相乗効果の最大化、トレードオフ回避の最小化の趣旨を明記してはどうかということです。特に、相乗効果については、生物多様性の持つ機能の活用ということで、基本方針3で取り扱うこととしております。基本方針1のインパクトのところでは施策の中で再生可能エネルギーの話を入れるということで対応させていただきたいと考えております。

次に、資料2の3ページをご覧ください。

資料3のスライド3の基本方針になります。

四角で囲まれた説明文の2番目について幾つかのご意見をいただきました。

ここは概要的に書く部分ですが、かなり具体的な記載があり、違和感があるということ、あるいは、文言の使い方として、希少種の保護増殖、あるいは、産業として1次産業をクローズアップしているのですけれども、各種産業でよいのではないかとのことです。

本文中ではご意見も踏まえて書きますが、今回は概要をご説明するところということで、四角の中の表現を概要的な表現に、危機に対処するためにはという観点から書き直させていただきました。なお、ご意見については本文中で具体的に検討させていただきたいと考えております。

次に、資料3のスライド3で、本文の2番目です。

ここに汚染物質の排出の記載がありました。ただ、あくまでも基本方針1では事業活動のインパクトとして記載しているところで、それ以外の生活における排出などについては個人の行動変容とし、基本方針4で示すことを考えております。

次に、資料2の3ページの最後のもので、資料3のスライド3ですけれども、「通じ」というところの表現は不要なのではないかとのことです。ここは、ご意見のとおり修文させていただきました。

なお、取るべき行動の1番目の希少種の絶滅回避という表現について、今日は欠席ですが、白木委員からご意見をいただいております、「希少種の絶滅回避」ではなく、「保全」という言葉とすべきではないかとのことです。そこで我々としても改めて確認しました。保全という概念が絶滅回避よりは幅の広い表現であること、それから、現行の国家戦略の中でも希少種保全という言葉が使われておりました、希少種の絶滅回避という表現ではなく、「希少種の保全」と修文したいと考えております。

次に、資料2の4ページをご覧ください。

同じく資料3のスライド3になりますけれども、基本方針1の目指すべき状態の一番上のところです。「生物多様性の質・量が回復している」ということの量とはどういう意味かというご質問をいただいております。これについては、生物多様性国家戦略の中で生態系の規模が増加し、質が増加する、そのことで健全性が回復しているという表現があり、それを言い換えて質と量としておりましたが、ご指摘を受けまして、意図が伝わりやすいように修文しております。

次に、資料3のスライド6の基本方針2になります。

冒頭の表現ですが、自然からの恵みについて説明しているところがあります。生態系がつながり合うことで生み出される恵みということですが、基本方針3あるいは基本方針4に記載する内容になるのではないかということです。おっしゃることにもっともなところがあるのですが、基本方針2については生態系のつながりを強化するという意義を説明したいと考えておりました。恵みを受け取るということに関しては、ご指摘のとおり、基本方針3、あるいは、それを感じることで行動変容につながっていくという基本方針4でも改めて整理させていただきたいと考えておりますが、表現としては残させていただきたい

と考えております。

次に、資料3のスライド6の基本方針の目指すべき状態についてです。

エリアが確保されているだけでなく、管理体制の確保も明記すべきではないかとのことです。こちらは、ご意見のとおり、修正させていただいております。

資料2の4ページの最後で、資料3のスライド6の基本方針の取るべき行動の1ポツ目です。

渡り鳥などの世界的なつながり、森、里、川、海につながり、この二つのつながりが分かりづらいというご意見を複数いただきました。ご意見を受けまして、国際的に意味がある、あるいは、価値がある、さらには、保全上重要な場所が北海道にありまして、それも生態系の一つの機能、価値と考え、生態系をつなげることを重視することで包括的な機能をこの中に取り込んだようなイメージで一本の文で表明させていただきました。

なお、白木委員からは、別途、ご意見をいただいております、世界的な部分に関しては、越境的な生息域保全を強化するという文言を入れてはどうかということです。しかしながら、北海道の外にあるものに関し、私たちが何かの手だてを取ることは難しいと考えております。当初案でいきますと、世界的な生物多様性につながり、渡りのルートの上にある北海道、そういった世界的な観点で見たときに意味のある北海道の生態系といったことについてきちんと認識し、その機能強化を図るということで、今回の案に含め、私たちの範疇である北海道としての取組で対応したいと考えております。

また、希少なアンブレラ種、あるいは、生態系頂点種の生息地保全を通して多様な生態系における生物多様性の保全を強化するというを追加してはどうかというご意見をいただきました。一つの考え方として、生態系の機能の中にアンブレラ種や生態系上位種に着目し、管理あるいは保全を図るということもあるのですが、アンブレラ種や生態系上位種が存在しないような場所でも生物多様性の観点から見て地域にとって価値のある場所や機能があるのではないかと考えておりますので、ご提案、それから、それ以外のことも踏まえ、今回提案させていただきました取るべき行動の1ポツ目の森、里、川、海をつなぐりを重視した複数の生態系の包括的な機能向上を図るという中に含め、具体的な関連施策の中で考えさせていただきたいと思っております。

資料2の5ページをご覧ください。

資料3のスライド6の基本方針2の取るべき行動の2ポツ目です。

地域の状況の中に生物の生息状況を追加してはどうかというご意見をいただきました。私たちとしては、地域の状況の中に生物の生息状況も入っていると考えておりまして、この案のままで行かせていただきたいと考えております。

次に、資料3のスライド9です。

取るべき行動の四つ目として、地域の自然を背景とする伝統文化の継承とあります。伝統文化の具体的なこととしてアイヌ民族の文化や地域の伝統知識も含むという文言を追加してはどうかというご意見をいただきました。取るべき行動については、今後、具体的な

施策、取組の見出しのような働きをするところですので、本文の記述の中ではアイヌ民族の文化や地域の伝統知識のことも書きたいと思えますけれども、ここでは、表現を簡略化し、伝統文化の継承とさせていただきたいと考えております。

次に、資料3のスライド9の取るべき行動のところでは、

今はありませんが、災害防止、あるいは、生態系を活用した防災、減災を意味するEco-DRRの観点を明記してはいかがかというご意見をいただきました。そこで、ご意見を踏まえまして、まず、1ポツ目のところで「生物多様性保全と気候変動緩和策・適応策との両立を図る」といたしました。それから、3ポツ目の地域の自然資本を持続的かつ積極的に活用した地域づくりを推進するということですが、自然資本の中にこのような自然が持つ防災機能を活用するという視点を本文の中でも検討したいと考えております。

つまり、気候変動対策以外のものも含め、防災、減災の観点から活用を図っていくということを取り入れたいということです。

次に、資料3のスライド12の基本方針4のところでは、

最初の四角のところですが、北海道の消費が道外、それから、国際的に負荷を与えること、そして、その負荷を最小限にすることを記載してはどうかというご意見をいただきました。ただ、現在の記載の中に道外、国外へ影響があつて、それを低減させていくということに気づいてもらうことが必要だという記載をしておりまして、その中でご意見を包含しているものと考えております。

同じく資料3のスライド12の取るべき行動の1ポツ目の「自然とのふれあいの場と機会を増大させ」のところですが、「自然の仕組みを学ぶ機会を増大し」という文言を加えてはどうかというご意見をいただいております、ご意見のとおり修正させていただきました。

次に、資料3のスライド12の取るべき行動の4ポツ目の動物の命のことについては、

ここは愛玩動物に関する記載のようにも読み取れ、違和感を持ちますというご意見をいただきました。私たちとしては、特に区別なく、愛玩動物も含め、動物全体のことを記載したつもりです。また、9月2日の朝日新聞に外来生物対策についての記事が掲載されました。これは、その中で子どもたちも参加できる手軽な生物多様性の取組、あるいは、自然との触れ合いの活動として外来生物の駆除の取組をやっている団体からのものですが、アメリカザリガニを駆除する観察会で、低学年の子どもから、外来種なので、殺してもいいのだという言葉があつたほか、中には、その場で踏み潰してしまう子もいて、指導している者としては非常にショッキングな出来事だと感じたということでした。そして、批判も覚悟で、こういうことがあつたのですけれども、どうでしょうかという投げかけをしたというものだったので、生き物の命、それから、外来種の駆除という観点で見ますと、目に触れることのなかなかできない生き物も含め、子ども、あるいは、道民の皆さんに命という観点から生物多様性に関わっていただけるのか、これは非常に難しい問題だと思いますけれども、このようなことを考えていく中では、例えば、身近な愛玩動物から野生動物に目を向けてもらう、あるいは、動物園で飼育している生き物から動物の命、そして、

生物多様性に私たちがどうやって関わっていけるのかを考えてもらうことも必要なのかなと思っております。そういう観点から、取るべき行動として、私たちの中では愛玩動物も含めた動物全体の取組として取るべき行動を考えていきたいと思っております。

次に、資料3のスライド15の横断的・基盤的な取組になります。

情報を得るためとだけ書いてあり、意味が伝わらないということでした。そこで、ご意見を踏まえ、「計画の推進に当たって必要な情報を得るため」と、文言を付け加えました。それから、3ポツ目に「マッチングなどを通じた効果的な活用を図る」とありますが、何の活用を図るかが不明瞭ということでしたので、「人材の活用を図る」と修正いたしました。

同じく資料3のスライド15で、横断的な取組の中で部局間連携の重要性を明記してはというご意見をいただきました。これはご意見のとおりだと思っております。私たちとしては、国内外の様々な主体との連携を促進するという中で読み込んでいたつもりですが、本文の中でも国や市町村あるいは民間との連携について改めて記載したいと考えております。

最後になりますけれども、市町村の支援を加えてはいかかとのことです。これは、取るべき行動の二つ目の「国内外の様々な主体との連携を促進する」という中に含んでいると考えておりますけれども、関連施策のところでも市町村の生物多様性地域戦略の策定促進というところに記載いたしました。

資料2の最後になりますけれども、資料3のスライド15の横断的・基盤的な取組の中に環境教育を追加すべきとのことです。前段でもお話ししましたとおり、スライド2で環境教育、普及啓発を入れたほか、ここの取組のところにも環境教育については盛り込みたいと考えております。

なお、環境教育につきましては、親会の能條委員からも6月の審議の後に環境教育の重要性についてご意見をいただいております、それも踏まえ、具体的な関連施策を検討したいと思っております。

資料2につきましては以上となります。

今、資料3を参照していただきましたけれども、次期生物多様性保全計画についても一度ご説明させていただきます。

この計画は、一度ご覧いただき、意見をもらっております。それを踏まえて修正させていただきましたけれども、1枚めくっていただきまして、スライド2の2050年の自然共生社会を目指すという目標に向け、2030年までの中期目標を設定し、そこに向かうための基本方針を四つ置き、それを実現するために取るべき行動、そして、それぞれの基本方針でどういう状態を目指すのかという目指すべき状態をそれぞれ設定しております、これについてご意見を皆さんからいただきました。その上で今回修正を加えたということです。

さらに、取るべき行動として具体的にどういう取組が当たるのかということで、スライ

ド4からになりますけれども、灰色で網かけしたところに関連する施策を案として挙げさせていただきます。

これは、取るべき行動に関する具体的な取組、事業の見出しに当たるものと考えておりました。現在、道庁内の各部局それぞれが持っている取組、事業がどこに当たるのかを照会しております。今後、それらがぶら下がるイメージです。

今回、関連する施策は初めてご提示させていただきましたけれども、見出しとして過不足がないかといった観点でご審議をいただければと考えております。

○吉中部会長 それでは、資料1でこれまでの検討経過、今後の予定を表でご説明していただきましたが、このプロセスについてご質問やご意見がありましたら伺いたいと思います。

いかがでしょうか。

○児矢野委員 スケジュールについて質問があります。

先ほどのお話ですと、10月中旬と下旬、11月に検討となっておりますが、かなりのペースだと思うのです。大丈夫なのでしょうか、そこを心配しています。

また、環境審議会の答申とありますが、それがいつかは書いていないので、進捗状況に応じて対応するという理解でよろしいのでしょうか。

○事務局（橋本課長補佐） 答申につきましては、児矢野委員のお話のとおりで、審議の状況に応じ、いただきたいと考えております。

また、ご指摘のとおり、非常にタイトな中での開催になると考えておりますけれども、まず、なお、これはその他のところで改めてお話ししようと思っておりましたが、今回ご審議をいただいた各基本方針と取るべき行動、目指すべき状態までの骨格部分を本編とし、文章化したものを作成しております。これを10月にオンラインで審議していただきたいと考えております。

それと同時に、先ほど各部局に照会しているのご説明しましたが、具体的な施策、事業に関しても整理しております。10月にご審議をいただく本文の部分以降、これは行動計画編といいますか、アクションプランに当たるものになりまして、文章化したものか、リスト化したものかは分かりませんが、関連指標なども加えたものについてご審議をいただきたいと思っております。

この審議が2回で終わればいいのですけれども、その結果を受け、答申をいただけるように準備したいと思っております。

○児矢野委員 1点、追加的な質問です。

10月中旬から下旬のものはオンラインでとおっしゃいましたけれども、傍聴は認めていますよね。つまり、かなり重要な基本計画なので、傍聴を認めない形の会議は非常にまずいのではないかと思います。そこをお伺いします。

コロナでオンラインだったというのはやむを得なかったわけですが、今、5類になりましたよね。オンラインでやる場合、そういうことも考えた上でなら分かるのですが、

そこはいかがでしょうか。

○事務局（橋本課長補佐） 審議会ですので、オンラインで傍聴できるものとすることを考えております。

○吉中部会長 私からお聞きします。

今の一般の傍聴のことと少し関係するのですけれども、この予定でいきますと、パブリックコメントはどの段階で行うことになりますでしょうか。

○事務局（橋本課長補佐） パブリックコメントに関しては答申をいただいた後に実施したいと考えております。

○吉中部会長 パブリックコメントの結果、修正、変更したものに審議会としてはどのように関与すればよろしいのでしょうか。

○事務局（橋本課長補佐） もしパブリックコメントを受け、修正が必要となりますと、道としての修正を加え、審議会にはご報告という形で対応することになるかと思えます。

○吉中部会長 前回と違いますか、現行の保全計画の策定のプロセスを振り返っていたのですけれども、そのときには、パブリックコメントをやった上で最終案を審議会で審議し、答申するというプロセスを踏んでいるのです。一般の方の意見をどうやって吸い上げていくのかという観点からもパブリックコメントでいただいた意見をどう反映するのは非常に重要なポイントだと思うのですが、その点はいかがでしょう。

ほかの委員からもご意見があればお願いします。

○松島委員 今のパブリックコメントについてです。

道民の皆さんの意見を聞くのが果たしてパブリックコメントだけでいいのかというのは私も思っておりました。ほかの地域では、フォーラムを開き、周知も兼ねていただいたご意見を反映するというプロセスを経ているところもあります。これまでそういうものがあつたかは分かりませんが、これからのプロセスでそういったことが可能なのかも伺いできればと思います。

できればやったほうが良いというのが私の意見です。

○吉中部会長 私も、体裁にこだわるのではなく、いかに一般の方に自分のこととして捉えてもらうのかという意味でもできるだけ早い段階から意見を聞く機会があつたほうが良いのではないかと考えておりますが、いかがでしょうか。

○事務局（橋本課長補佐） そのような機会については私たちも必要と考えております。

これまで、北海道環境パートナーシップオフィス、北海道自然環境財団との共催で生物多様性保全ダイアログというオンラインの意見を伺うような機会を設けておりますけれども、そういった場を活用し、さらにご意見をいただければということは考えております。

○松島委員 生物多様性保全ダイアログはすごくいいと思うので、あれをここにも書いておくといいのではないのでしょうか。そういうプロセスを経ているということをもう少し可視化してもいいのではないかと思いました。

○吉中部会長 予定、プロセスについてほかに何かございませんか。

○児矢野委員 10月中旬か下旬に1回やって、11月に1回やって答申というお話ですが、議事録の作成、公開に時間がかかっているようなのです。でも、通常、次の回までには議事録ができていないとまずいのではないかと思います。それが10月と11月というスケジュールで間に合うのかどうか、事務局のマンパワーのこともありますが、そこにも配慮し、スケジュールを組んだほうがよいのではないかと思います。

○吉中部会長 今までの部会の議事録でまだ上がっていないものの幾つかあったかと思えます。お忙しいのはよく分かりますが、公開バージョンでなくても委員間での共有はできるだけ早くしていただくと次の審議が実のあるものになるのではないかと思いますので、ぜひご配慮をお願いいたします。

ほかにいかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○吉中部会長 それでは、中身に移ります。

非常に広範であります。時間も限られており、なかなか難しいのですが、事務局からあったご説明について確認させていただきます。

今回、部会として、ある程度の合意といいますか、共通理解として目指しているのは、全体の構成といいますか、四つの基本方針という構造について、中期目標、長期目標という大枠、つまり、資料3のスライド1やスライド2ということになります。また、以降、基本方針ごとに最初の条文といいますか、総論的なものがありますよね。ここはさらに文章化されるのでしょうから現時点での文言修正はあまりしなくてもいいと思うのですが、次の目指すべき状態と取るべき行動です。前回のご説明では例でしたよね。しかし、今回は、例示ではなく、この項目である程度固めたいという事務局案だにご理解ください。ですから、目指すべき状態、取るべき行動の白丸の項目について皆さんの合意が得られれば、先ほどご説明がありましたとおり、それに基づいて文章化するという作業になっていくのだと思います。そういう視点からご意見をいただきたいということです。

次に、関連する施策のところは、今回の資料でも案と書かれており、これからどんどん膨らんでいくところかと思えます。ですから、ここをぎりぎりとする必要はないのかなと思っておりますが、こういう分野の施策もあるのではないかなというご意見やご提案をいただければと思います。

それでは、順番に行きます。

資料3のスライド1とスライド2の全体の構成、総論的なところでお気づきの点がありましたらお伺いしたいと思います。

○児矢野委員 私が非常に気になったのは、ネイチャーポジティブという文言は入れないということについてです。

他方で、生物多様性国家戦略では明確に副題にネイチャーポジティブ実現に向けたロードマップと入っているのです。地方自治体の計画というのは、恐らく、国家戦略との整合性が重要で、地域で実施するという意味合いがあると思うのですね。そして、ネイチャー

ポジティブというのは非常に重視されている概念なので、入れるべきではないかと私は思います。

国際的な定義がないからということが入れない理由ということでした。しかし、国際的にも結構使われているのです。ですから、入れるべきではないかと思えます。もし道民に分かりにくいということであれば、行政計画にはよくありますけれども、後ろにグローサリーを入れ、説明すればいいのではないかと思えます。

そうしたことも含め、ネイチャーポジティブという文言は入れるべきだと考えます。

○吉中部会長 2030年までの中期目標のところの書きぶりについてでした。資料で言うとスライド2ですが、前回、ネイチャーポジティブと入っていたわけです。しかし、それが書かれていません。

ほかにいかがでしょうか。

○児矢野委員 スライド1にもネイチャーポジティブを入れるべきではないかと思えます。

皆さんはもう見ておられると思うのですが、私がお送りした案では、ポイントのところの一つ目の四角ですけれども、生物多様性の損失を低減させ、ネイチャーポジティブ（自然再興）の実現を目指すことを方向性として掲げるとしています。

○吉中部会長 今、児矢野委員がおっしゃったとおり、国の生物多様性国家戦略では、副題にもなっていますけれども、本文中でも、ネイチャーポジティブは2020年末時点で用語に関する厳密な定義は定まっていないが、自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させるという基本認識は一致しており、いろいろところで考え方が掲げられているという説明がありますので、それを引いても何らおかしくないのかなというのが私の意見です。

もう一点、同じところで言いますと、国の戦略で言っているネイチャーポジティブとは、生物多様性の損失を止め、反転させるとなっているのです。しかし、今の事務局では損失を低減させとあって、止めるよりもすごく緩く、後ろ向きなのかなという印象を受けました。ネイチャーポジティブまで行かないのだという北海道としてのお考えということであれば、ネイチャーポジティブという文言を使わないということも論理としてはあり得るのかなと思えますが、国の戦略ではここまで言っているのに北海道としてはやらないのかという感じがします。

ほかの委員からもご意見をいただけませんか。

○松島委員 今のネイチャーポジティブについて、生物多様性の損失を低減させ、回復傾向への転換を図るというところです。低減というとまだマイナスで、回復傾向にするということはプラスに変えなければいけないので、いずれにしても止めなければいけないわけで、ここは整合が取れていないような気がしますし、低減ではなく、止めるという言葉にしたほうがいいのではないかと思えます。

一方、ネイチャーポジティブという言葉自体についてですが、言っていることは同じことなので、あまり片仮名用語を増やさなくてもいいのかなとも思っています。

○吉中部会長 ほかにいかがでしょうか。

○猿子委員 今のことについてですが、ネイチャーポジティブという文言を入れたほうが良いということに同意いたします。

○吉中部会長 それでは、そういう方向でご検討をいただけますか。

○事務局（橋本課長補佐） 承知いたしました。

○事務局（鈴木自然環境課長） 今の点につきましてはどういう表現にするかはまた検討させていただきますが、いずれにしましても皆様のご意見をしっかりと受け止めたいと思います。

○児矢野委員 例えば、一つの案として、生物多様性の損失を止め、回復傾向への転換を図り、ネイチャーポジティブの実現を目指すとしてはどうかと思います。

○吉中部会長 ぜひご検討をいただければと思います。

それでは、ほかにいかがでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○吉中部会長 それでは、四つの方針を立て、目指すべき状態、取るべき行動、関連施策、全体をつなぐ横断的・基盤的な取組という構成としたいと思いますが、お気づきの点がありましたらまた出してください。

それでは、基本方針ごとにご意見をいただきたいと思います。

一つ目は、生物多様性の損失をもたらす危機への対処です。

前回示されたものからの修正箇所、前回以降に皆さんからいただいたご意見、さらに、それに対する事務局からのお考えが出されました。それらも含め、基本方針1についてお気づきの点がありましたらお願いいたします。

○児矢野委員 幾つかありますので、順番に申し上げます。

まず、スライド3の危機をもたらす直接的な要因への対処というところですが、これでは直接的でなければ対処しないという反対解釈になってしまうのですが、直接に限定していることに何か意味があるのでしょうか。

○事務局（橋本課長補佐） 限定しているというよりは、因果関係がはっきりしているならば、危機の原因となっているものに対処していくという考え方で、直接、間接という相関関係や因果関係といった話ではないのですよね。特に、直接に限定しているわけではないのですが、間があまりに空き過ぎると実際に危機のもとになっているかどうか不明瞭になってくるといってもありますので、明らかに危機の原因になっているようなものが危機をもたらす直接的な要因だと考えていただければいいかなと思います。

○吉中部会長 そうすると、危機をもたらす要因そのものへの対処を通じという意味でしょうか。

○事務局（橋本課長補佐） イメージとしてはそのとおりです。

○吉中部会長 「直接的な」と限定的な修飾語をつけるのではなく、危機をもたらしている要因ということです。

○児矢野委員 「直接的な」を取ればいいような気がするのですが、いかがでしょうか。

○事務局（橋本課長補佐） 承知いたしました。そのように修文します。

○吉中部会長 先ほどの事務局の説明では、今回配付されたものでは取るべき行動の一つ目の「希少種の絶滅回避」は「希少種の保全」に修正するという事によろしいのですよね。

○事務局（橋本課長補佐） はい。

○吉中部会長 それでは、そうご理解ください。

ほかにいかがでしょうか。

○児矢野委員 スライド3の取るべき行動の3ポツ目です。

汚染廃棄物の削減と事業活動におけるとありますが、事業活動に限られる話ではなく、家庭のことも含みますよね。ですから、事業活動を含む人間活動による生物多様性への負荷としてはいかがでしょうか。そうすると、もう少し広がるので、いいのかなという気がします。

○吉中部会長 先ほどの事務局説明では、資料2の3ページのところですが、事業活動ではない個人の活動による汚染物質は行動変容のところのほうがしっくりくるので、基本方針4で示したいということでした。ただ、行動変容というより、個人の廃棄物そのものの規制という意味ではここでも合いそうな気がします、いかがでしょうか。

○事務局（橋本課長補佐） 私たちとしては、基本方針1については、先ほどの前文の危機をもたらす要因そのものに対処するという事で、行政側の事業・施策部分を想定しながら言っています。そういう観点から大気や水などの汚染については法律などに基づいて監視しているのですが、個人の活動に関し、ポイ捨てをすると廃掃法の一般廃棄物を廃棄したということで違反になるということはありませんけれども、個人を規制するというのではなく、行動変容のほうでアプローチしたいということです。

しかし、事業活動に関しては、そうではなく、直接の危機をもたらす要因に対して行政側としてのアプローチがあるので、それを取るべき行動の関連施策の中でつなげていけるというイメージで考えていました。それで事業活動については基本方針1で書き、個人や生活の中で排出する環境負荷については行動変容のところで対応するという分けにしました。

○児矢野委員 私は、別に個人と書くべきだと言っているわけではないのです。ただ、基本方針1というのは、何が危機をもたらしている、それに対処すべきであるというものですよね。つまり、何によって危機がもたらされているかが基本方針1で、それに対処しましょうというわけですので、レベルが違うから、ここを個人の話も含意し得るような表現にしたとしても問題ないのではないのでしょうか。

つまり、行政が規制する話だとは書いていないですよね。何が生物多様性の損失をもたらしているのかという四角のところを見ますと、生物多様性は、開発など、人間活動による危機、自然に対する働きかけの減少による危機、人間により持ち込まれたものによる危

機など、四つの危機に直面とあって、これをもたらしているのは、事業活動ではなく、広く人間活動となっているので、それとの整合性を取るためにも事業活動を含む人間活動とすべきではないかということなのです。

事務局のおっしゃっていることも分かるのですが、基本方針4の行動変容とはレベルが違いますよね。ここは、何が危機をもたらしていて、何が必要かというところなので、問題ないのではないかと思います。むしろ、ここを事業活動だけにしますと、非常に限定的になってしまい、誤解を招くのではないかと思います。

○吉中部会長 例えば、「事業活動における」という文言を削除するのはいかがでしょうかね。これから取るべき行動それぞれにぶら下がる形で施策が並ぶと思うのですが、それは重複、再掲となっていてもいいのですよね。そういうことであれば、ここをわざわざ事業活動と限定しなくてもいいような気がします。

先ほど橋本補佐からもご説明があったとおり、個人が不法投棄するというようなことも起きているわけで、ここで事業活動と言ってしまうと、それが含まれなくなってしまうような気がします。いかがでしょうか。

○事務局（橋本課長補佐） 基本方針ごとにとるべき行動、目指すべき状態を設けているのですけれども、今の吉中部会長がおっしゃるとおり、こちらの基本方針に関わるし、こちらの基本方針にも関わるといったものが数多く出てくると思っております。その上で、我々としてはどこに力を入れてやっていくのかというある意味での態度表明かと思っています。

そして、基本方針1については直接の要因を規制的に対応するところなのです。そして、基本方針4については、知らず知らずのうちの自然共生社会に向かうよう、状況を理解し、変わっていってもらうような取組のところではないかと考えているのです。ですから、我々としては、個人のことに關しては、おっしゃるとおり、基本方針1にも関わるとは思うのですけれども、取るべき行動、そして、関連施策としては基本方針4で対応したいと考えていました。

○吉中部会長 ただ、基本方針4を見ますと、例えば、経済活動における生物多様性への配慮を促進するというものが取るべき行動の二つ目に書かれていますよね。ですから、個人の行動変容というより、経済そのものの行動変容ということで、まさに行動変容ですよ。しかし、基本方針1のほうは、そうではなく、直接対応しているのです、直接向き合うのですというものなので、そこを個人、事業者と分けるのはあまり適切ではないような気がするということです。

白木委員、お願いします。

○白木委員 今のところについてです。

恐らく、事務局では、より先に進んだ施策としてどういうことまで書くということを考えており、その結果、今のような表記にされているのではないかと思います。四つの危機への対応のところを見ると、取るべき行動を事業活動だけに絞っていることには非常に違和感がありますので、ここではもうちょっと広い人間活動を含めた書き方にすべ

きではないかと思えます。

それと同じように、五つ目も「生物多様性の保全・再生に資する、農林漁業者の」ということで、農林漁業者に限定されているのです。しかし、頭のところと対応させようとすると、事業活動や農林漁業者と限定されるのは違和感があります。

細かい施策がどこに入るのかにもよるのかもしれませんが、頭のところに合わせるとすると、もうちょっと広く書いたほうがいいのではないかと思えます。

○吉中部会長 五つ目の白丸のところも非常に限定的な書き方をしていますけれども、事務局としてはいかがでしょうか。

○事務局（橋本課長補佐） 幅広い表現について検討させていただきたいと思えます。

○児矢野委員 先ほどの吉中部会長がおっしゃっていたとおり、「事業活動における」という文言を取り、最後は「農林漁業者」を取ればすっきりするのではないかという気がします。また、環境負荷低減事業活動とありますが、多分、これには自治体も入りますよね。そうすると、非常に単純で、文言でもめることもないような気がします。

○事務局（橋本課長補佐） ここの態度表明ですけれども、我々としては、農林漁業の環境負荷についてはしっかりとタイトルとして残したいと考えております。みどりの食料システムなどで環境負荷の低減は農林水産省からの発信でもありますので、しっかりと残したいということです。

また、3ポツ目の「汚染・廃棄物の削減等の事業活動における」というところは、ご提案をいただいたとおり、「事業活動における」を削除し、幅広い事業をぶら下げられるようにしたいと思えます。ただ、事業者に限定しないといったとき、どういう事業が出てくるかです。例えば、ヒグマのことを考え、ごみのポイ捨てをやめてくれというようなキャンペーンをするなど、そういったものが該当するのかなと考えていたのですが、そういった観点から幅広く考えたいと思えます。

○吉中部会長 橋本補佐の思いも何となく分かるのですが、例えば、「農林漁業者などの」というふうに広げることにはできませんか。農林漁業者以外の方にもぜひやっていただきたいのです。どうしても農林漁業というセクターにアプローチしていく上でこの文言を消したくないということも何となく理解できるのですが、いかがでしょうか。

○事務局（橋本課長補佐） 検討いたします。

○吉中部会長 ほかにいかがでしょうか。

○松島委員 僕も幅広く取ったほうがいいという考え方です。

それに、農林漁業者のお話というのは関連施策の中ですることですよね。そのセクターで進めることで、生物多様性保全計画としては幅広い計画の中で関連施策としてこういったものもあるというような位置づけでいいのではないのでしょうか。ですから、関連施策のところでは農林漁業という言葉を使ったものがあることを表明し、取るべき行動のところでは農林漁業や事業活動に限らずという見方でいいのではないかと思えます。

○吉中部会長 ほかにいかがでしょうか。

○児矢野委員 その点に関してです。

確かに、事務局がおっしゃっていることも非常によく分かります。今回の国の生物多様性国家戦略を見ますと、農林水産のみどりの食料システム戦略のことも明確に組み込んで構成されており、その中で環境政策統合も重視している感じなのです。それで、国では農林水産を念頭に置かれているのではないかという気がしています。そうしたことから事務局がおっしゃることもよく分かりますし、取るべき行動のところにはっきりと入れておかないと強く言えないといえますか、打ち出せないというような配慮があるのであれば、真ん中を取って、先ほど吉中部会長がおっしゃるとおり、農林漁業者等としてはどうかと思います。しかし、「等」を読まないで農林漁業者だけになってしまうという松島委員の話も分かります。この辺はご検討をいただくといいかなと思います。

また、スライド5を拝見すると、持続可能な農林水産業となっているのです。しかし、こちらでは農林漁業になっていて、これは意図的に違う用語が使われたということであれば統一されたほうがいいのかという気がしました。

漁業になると、多分、水産加工が入ってこないのかなと思います。ただ、水産加工も環境負荷低減事業活動に関わってくるということであれば、水産にしたほうがいいのかと思いましたので、それについてもご検討をいただければと思います。

○吉中部会長 ぜひご検討をいただければと思います。

今日の予定は4時までですが、開始を遅らせたこともあり、30分延長したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○吉中部会長 それでは、以上で基本方針1については終わりました、基本方針2に移ります。

スライド6からスライド8まででお気づきの点がありましたらお願いいたします。

○児矢野委員 スライド6についてです。

先ほどしっかりと説明があった森、里、川、海のところの一番上の丸のところ。恐らく、修正されたものからだけでは越境の話は想定されません。先ほど、よその国にあるものについて日本がやるのはおかしいといえますか、ちょっと変な感じがするという話がありましたけれども、そもそも、越境の移動性動物、例えば、渡り鳥なんかについても日本の管轄圏に入ってくれば対応できるのです。ですから、越境があることを特に意識させるという意味では、消された部分は入れておいたほうがいいのかと思います。

○吉中部会長 白木委員、お願いします。

先ほど白木委員からご提案のあったご意見は事務局からご説明をいただいております。

○白木委員 どんなご説明があったのか、もう一度お伺いしたいなと思います。

1ポツ目の森、里、川、海については国内の様々な生態系をつなげるという話ですよ。そして、それ以外の箇所はロシアから来る渡り鳥、あるいは、回遊する海獣類などの越境して生息する北海道だけでは保全管理できない生物を対象にしたもので、多くのものは国

内でも北海道のみあるいは北海道を主な生息域にしていることから、北海道がこれらの種を国際的な視野で保全していくということは非常に重要だと思います。そのため、国内での生態系の話と、越境的な生物のことを二つに分けて記載してはどうかという意見を出したものです。越境的なものが消えていましたので、それはどうしてなのかを伺いました。

よろしければ、その点についてもう一度伺えますか。

○吉中部会長 資料2で言いますと、4ページでも二つのご意見をいただいております。まさに今おっしゃったとおり、渡り鳥と森、里、川、海の関係が一つの文でつながっているのはどうかということ、さらに、今、白木委員がおっしゃったとおり、大きく分けて、越境的なこと、森、里、川、海のこと、希少な種の生息地の保全という三つに分けたほうが分かりやすいのではないかとありますが、いかがでしょうか。

○事務局（橋本課長補佐） 改めてご説明いたします。

原案では、そういう世界的な中での北海道の位置という観点からのつながりも考え、北海道の中での生態系のつながりという表現を国家戦略から拾っていますけれども、森、里、川、海をつながり、そして、世界的な位置づけも考え、機能を強化していきますということでした。しかし、世界的なつながりと地域の生態系のつながりを一つに並べることに違和感があるということでしたので、白木委員からのご提案だったと思いますけれども、複数の生態系の包括的な機能の向上を図るという表現に全てを包含し、記載を修正したところでした。

しかし、今、児矢野委員からご指摘があったとおり、世界的な位置づけという表現は残すべきではないかということでした。我々としても、この部会からそうしたご指摘をいただいておりますので、もともと入れておりましたし、修文されたものにも入れたということでした。

○吉中部会長 ほかにいかがでしょうか。

○白木委員 今のお話については再考していただければいいのでしょうか。

○事務局（橋本課長補佐） 今の案というのは、そういった世界的なこと、地域の生態系のつながり、アンブレラ種や生態系上位種などに着目した生態系の管理などを一つの文に包含していますけれども、それを分けるより、まとめるという方向でご提案しているところでした。

○白木委員 これだとそこまで読めないのではないかなと思います。

資料2に私が直接書き込んだ三つに分けた案があったと思うのですが、それに対して事務局からの回答が書かれています。

そのままの文章がいいのかは分かりませんが、それに、三つ目のものは別の意見のつもりで言ったものです。これら三つの内容が、事務局案の一文に包含されているとは読み取れないのではないかと思います。

○吉中部会長 森、里、川、海をつながりについて、私としては、地域や集水域を含めというイメージが強いです。生態系の包括的な機能向上の中に希少種の生息地保護が含まれ

るかです。

例えば、白木委員からご指摘があったように、三つに分解するのは難しいのでしょうか。
○事務局（橋本課長補佐） 三つのうち、一つ目の越境的な生息域保全是、当初にご説明したとおり、北海道の外のことに我々が関わりとなると難しいので、あくまでも、そういう観点で北海道の中で保全を図っていく、土地の適正利用、管理を行うということは私たちも当初から想定してましたし、含まれると思います。また、アンブレラ種や生態系上位種などに着目した管理ということも考えていくつもりでして、そういう意味で包含していると考えていたのです。

先ほどの基本方針1の全体を包含するように一つの取るべき行動を書くのか、それとも、一つのことに着目し、態度表明をすることになるのかだと思いますが、我々としては一つの文章で包含的に書くのが今回いただいた意見に対する回答になると考えています。

○吉中部会長 私としては白木委員から三つに分解されたものの提案の一つ目は国際的な視点で越境するような動物の北海道における生息域の保全をしっかりとするという意味だと理解しましたし、ロシアの生息域の保全する活動を北海道に求められているのではないと理解しています。そして、三つに分解した要素が取るべき行動に入れることで問題ないということであれば、分かりやすく三つで明示したほうが一般の方にも分かりやすくなるのではないかというのが私の意見です。

いかがでしょうか。

○児矢野委員 私も吉中部会長と白木委員の意見を支持します。

というのは、事務局の修文ではどう考えても越境の話は読み取れないのです。また、道民にも分かりやすくということを考えますと、道民がきちんと理解できるような表現にしたほうがよいだろうと思います。そして、自治体が生物多様性基本計画をつくることの意味は、その地域の特徴をきちんと踏まえ、地域に適合するような戦略をつくりましょうということだと思うのです。北海道は、ロシアが非常に近いこともあって、越境のものが非常に多いのも一つの特徴です。ですから、表現はともかく、この三つの要素を明言すべきだと思います。

○吉中部会長 その方向でご検討をいただくことはできますか。

○事務局（橋本課長補佐） ここの取るべき行動について、これは見出しになるというお話をしましたけれども、三つに分解した場合、それぞれで施策や事業を書いていくこととなります。こちらからの提案について、何度もご説明しましたけれども、この要素は含まれていると考えています。今回は見出ししか出しておりませんが、今後、そこにぶら下がる事業や文章として書き込む中でこういったことを説明するというのではなく、あくまでも取るべき行動の中に三つの見出しをつけるというご意見でよろしいでしょうか。

そのようなことであれば、そのように検討していきます。

○白木委員 そうですね。その三つについてそれぞれ施策を挙げたいという思いがありますので、明確にさせていただければと思いました。ですから、三つに分けていただけると大

変ありがたいです。

○吉中部会長 ほかにいかがでしょうか。

○児矢野委員 私も白木委員の意見を支持しますが、今、事務局がおっしゃったことについては、事務局のほうではそのつもりであっても、読むのは道民や事業者や自治体であって、見出しから中身を想像できるようにしたほうがいいと思うのです。このままではそこまで想像できないので、入れるべきであるとも思います。

もう一点です。

先ほど取るべき行動のところに農林水産系について特に道としては言いたいとおっしゃっていましたよね。そうだとすれば、同じように、越境移動する動物種について、北海道が重視するといいますか、そう考えるのであれば、それは明記すべきではないかと思いません。先ほどおっしゃっていたロジックからするとそうすべきと思います。

○吉中部会長 ほかにいかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○吉中部会長 具体的な書きぶりをどうするかは別としても、要素として、国境をまたいで移動する動植物の生息域、生育域の保護をやるのだということ、そして、森、里、川、海という複数の生態系を全体として守ること、さらに、希少種あるいはアンブレラ種という生態系の上位にいるような種の生息地を保全するという観点から保護地域を見直すということかと思えます。

事務局で文言についてご検討をいただけますか。

○事務局(橋本課長補佐) 承知しました。

○吉中部会長 それでは、基本方針3に移ります。スライド9からスライド11についてご意見がありましたらお願いいたします。

○児矢野委員 全部で二つです。

一つ目は、基本方針3に気候変動政策との両立とあるところです。しかし、生物多様性国家戦略を見ますと、はっきりとシナジーとトレードオフと言っていて、トレードオフが大きく問題になり得るのです。もちろん、シナジーもです。ところが、この中にトレードオフを回避するということが入っていないのではないかと思います。シナジーの実現とトレードオフの回避は国も非常に重視していますので、はっきりと書いていただいたほうがいいかと思います。気候変動対策と生物多様性、生態系サービスのシナジー構築、トレードオフの緩和ということです。

二つ目に、アイヌのことは伝統文化のところに簡略化したとおっしゃっていましたが、アイヌ民族の文化の尊重に関しては北海道の重要な政策として打ち出されておりますし、国もその方針です。それから、生物多様性国家戦略のベースとなっている生物多様性条約の昆明・モンリオール生物多様性枠組みでも先住民のことははっきりと書かれており、あちこちの国際機関の文書にも出てきています。ですから、伝統文化という簡略化した書き方ではなく、アイヌ民族の文化や地域の伝統的知識を含むとはっきりと書いたほ

うがいいのではないかと強く思います。

○吉中部会長 ほかにかがでしょうか。

今、児矢野委員から言っていた一つ目の意見は私も出したはずで、資料2の2ページが一番下です。それに対し、事務局からは、トレードオフ回避、相乗効果の最大化という趣旨は基本方針3において取り扱う、ただし、基本方針1においても施策として記載しましたとあるのです。しかし、私がざっと見たところ、基本方針1にその文言はありません。そして、基本方針3で、この趣旨といいますか、トレードオフ、相乗効果の最大化のことは見えないような気がします。

基本方針1なのか、基本方針3なのか、あるいは、両方なのか、そこに国家戦略でも書かれている相乗効果を最大化、トレードオフを最小化ということを具体的に書いていただくことはできますでしょうか。

○事務局（橋本課長補佐） これに関しては、今見ていただいていた修正したところですが、まず、相乗効果の最大化を促進するという取るべき行動にしておりまして、ここで記載しております。そして、基本方針のところは生態系サービスを活用していくという部分になりまして、生態系の機能としての緩和策、適応策の両立を図り、相乗効果の最大化を促進ということを記載しております。

また、トレードオフの最小化に関してはインパクトの対応ということで、基本方針1になります。再生可能エネルギーとの調整に関しましては、土地利用の変化による生物多様性への影響を回避、低減するというところで、様々な開発行為の一つと考えております。それから、関連する施策の中の下から2番目で、今、親会でも審議をいただいておりますけれども、地域脱炭素化促進区域の設定に係る道基準の設定、あるいは、その下の適切な情報提供を通じた事業者の自主的な配慮促進のところで最小化を図るという考えで記載しております。

○吉中部会長 今ご説明していただきましたが、いかがでしょうか。

○児矢野委員 やっぱり、脱炭素の推進の負の効果、つまり、トレードオフの話は生物多様性国家戦略でかなり書いていますし、シナジーとトレードオフのことはセットで出てくるのです。土地利用の変化による生物多様性への影響を回避、低減するというところに含まれるという解釈ですが、これも先ほどの話のとおり、確かに入りますけれども、国で脱炭素を非常に推進しているという前提がありますから、はっきりと書くべきだと思います。シナジーの相乗効果のことを書くのであれば、トレードオフの最小化、回避を書くべきであり、そのほうが整合性は取れますし、国の方針ともしっかりと合うと思います。

○吉中部会長 基本方針3の取るべき行動の一つ目の白丸です。先ほどの事務局のご説明では、恵みを活用するのだということを出したいということで相乗効果の最大化のことを書いたということでしたが、例えば、提案として、相乗効果の最大化を促進するという前に、トレードオフを最小化しつつというような文言を追加するのではいかがでしょうか。

○児矢野委員 国の生物多様性国家戦略には、基本戦略2に自然を活用した社会課題の解決とありまして、その中に項目として気候変動対策と生物多様性のトレードオフの回避、最小化とはっきりと入っているのです。

基本戦略では、自然を活用した社会課題の解決として、(1)は自然を活用した地域づくり、(2)は自然を生かした課題の統合的解決となっていて、①は気候変動対策と生物多様性保全のシナジーの強化、②は気候変動対策と生物多様性保全のトレードオフの回避、最小化と並べて書いてあるのです。つまり、自然の恵みを活用するという中に二つとも入っているということです。

ですから、トレードオフを回避、最小化し、自然資本からの恵みを活用しましょうという話なので、はっきりと二つ並べて書くべきだと思いますし、吉中部会長のご提案のとおり、基本方針1でも書くべきだと思います。

今回の国の施策は地域循環共生圏というものにのっかって書かれているということを考えますと、推進とその際の考慮はセットで考えているものだと思いますし、北海道では特にそれが重要だと考えますので、シナジーとトレードオフのことは明言したほうがいいと思います。

○吉中部会長 ここも事務局で前向きに検討していただけますでしょうか。

今、児矢野委員がおっしゃったとおり、国の戦略では基本方針3に該当するような基本戦略2で両方が明記されているといいますか、項目として挙げられているということなので、両方を記載することはそんなにおかしい話ではないような気がいたしますが、いかがでしょうか。

○事務局（橋本課長補佐） 検討させていただきます。

また、文言に関しては、国家戦略で使用しているシナジーとトレードオフといった文言に道民がどれだけなじんでいるかということがありますので、表現については改めて検討させていただきます。

それから、我々の基本方針は国家戦略を基本として検討したものとするわけですが、改めて私たちが考えた北海道としての基本方針となります。保全的なものを基本方針1とし、自然を活用した課題解決という観点の基本方針3ということで内容を分けていました。しかし、基本方針3にこれを加えるということが今回の審議結果ということで検討するというのでよろしいですか。

○吉中部会長 国の戦略を引っ張ってこいと言っているわけでは全くありません。そういう議論にもなっていません。道として四つの基本方針でやろうという立てつけにも何も変化はないわけですが、国の基本戦略2で自然を活用した社会課題の解決というものがあって、これと基本方針3とは非常に親和性が高いということです。また、先ほど申し上げたとおり、どこかの基本方針、あるいは、取るべき行動の下だけに閉じ込めるのではなく、再掲ということでいろいろなところにちりばめてもいいと思いますので、基本方針3の取るべき行動のところに委員からご提案のあった書きぶりを検討していただければと思いま

す。

○児矢野委員 取るべき行動というより、私の提案は、目指すべき状態の中に気候変動対策による生態系悪影響が抑えられるとともに、気候変動対策と生物多様性、生態系サービスのシナジー構築、トレードオフ緩和が行われているというふうを目指す状態のところに書くべきであるということです。そして、取るべき行動の中にも相乗効果のことを書くのであれば、トレードオフの話も書くべきであるということです。

○吉中部会長 それでは、そういう方向で事務局ではご検討をお願いいたします。

また、アイヌのことについてはいかがでしょうか。伝統文化の継承と振興というところで北海道の先住民族としてのアイヌという文言を加えてはどうかというご提案です。

事務局としてはいかがでしょうか。

○事務局（橋本課長補佐） 含めることはもともと考えておりました。また、先ほどご説明しましたとおり、関連する施策にも書いておりますが、そうではなく、取るべき行動のところに記載するということでよろしいのですか。

○吉中部会長 そういう趣旨だと思います。

○児矢野委員 もちろん、施策のところにも書いていただければと思います。

○事務局（橋本課長補佐） 分かりました。

○吉中部会長 駆け足で申し訳ありませんでしたが、ほかにいかがでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○吉中部会長 私の意見ですが、基本方針3のE c o D R Rといった防災、減災の取組についてもしっかりと書いてほしいということを言いました。先ほど事務局からのご説明のとおり、取るべき行動の三つ目の白丸にあるということでしたが、ぜひよろしく願いいたします。気候変動対策だけではない防災、減災にも十分に組み込んでいただきたいと思います。

それでは、基本方針4についてはいかがでしょうか。

○白木委員 事前に意見として出したもので、ご説明をいただいたかもしれませんが、取るべき行動の4ポツ目の動物の命を尊重した動物との正しい付き合い方についてです。

動物の命を尊重するという事は私も重要だと思うので、これはこれでいいと思うのですが、どちらかというと、人と動物との適切な関係というと、今、野生動物に対する餌づけや距離感のことが問題になっていますよね。しかし、基本方針4は自然とのつながりとの実感ということですので、野生動物との関係なのかなと思ったのです。

しかし、事務局からの回答を読みますと、愛玩動物のことも含めて書いているとのことでした。これは生物多様性に関する計画ですが、まず、愛玩動物がここに入ってくるものなのかということ伺いたしたいと思います。

また、この書き方では野生動物より愛玩動物にも偏って見えるのです。大事なことだと思いますが、動物の命を尊重したという文言をここでは消してしまったほうがいいのではないかと思います。

いかがでしょうか。

○吉中部会長 先ほどの事務局のご説明では、基本方針4は、まさに道民行動の変容ということで、愛玩動物も含めた動物一般との付き合い方、関係性について、ペットも一つの大きな媒体として役に立つのではないかと、あるいは、外来生物の話も出されましたが、外来生物駆除における命の取扱い等についてしっかりと考えてもらうことが行動の変容につながるのではないかとのご説明だったと思います。

むしろ、野生動物との距離や餌づけについては明確に書かれていませんが、基本方針1の野生鳥獣とのあつれきの低減に向けた取組を実施するという中の取るべき行動の4ポツ目でしょうか、この関連する施策は農業被害がメインですけれども、この施策として挙げるのが適当かなという気もしました。

私の理解は間違っていますか。

○事務局（橋本課長補佐） 部会長のお考えのとおりと私たちも考えております。

○吉中部会長 白木委員、いかがでしょうか。

むしろ、基本方針4では、愛玩動物あるいは外来生物の駆除をメインに考えているということでしょうか、動物園もあるかもしれませんが、そういうところを通じて動物との関係性を考えてもらうきっかけにしてもらいたいということです。

○白木委員 内容は何となく分かりました。ただ、どちらかというと、外来生物もペットや動物園の動物とは違うと思いますので、そうだったら、ここは動物園の動物やペットを生物多様性への理解につなげるといった書き方にして、そうした身近な動物を通じて、野生動物との適切な関係の構築といいますか、環境教育的な意味にとらえられるような記載にする。例えば、野生動物への餌づけや外来種を含むペット廃棄による生態系への影響といった問題への理解につなげるといったことが可能かと思います。一方、外来種駆除の問題は野生動物への施策を扱うので、基本方針1に持っていったほうがよいと思いますが、ここだけを見ると、どういうことを言いたいのが分かりにくいです。動物園の動物や愛玩動物との付き合い方を通じた生物多様性に関わる普及啓蒙と、野生動物に対する施策を通じた普及啓蒙として、分けたほうがよいと思います。

○松島委員 ここについてです。

今朝の道新だったと思いますが、OSO18を駆除したことへの苦情の電話が北海道や猟友会に行っているということを読みましたが、そういうことだと思うのです。結局、駆除しなければならない必要性の理解が進まないことによってハンターが悪いことをしたかのような罪悪感を持ってしまうということです。

動物の命はもちろん大事で、尊重しなければならないものですが、人間が生活していく上では駆除しなければならない外来種や野生鳥獣がいるということの理解を促進するような行動という意味だと私は理解しているのです。そういう意味では、基本方針4にあってもいいのではないかと思います。

○吉中部会長 愛玩動物、ペット、動物園の動物のみならず、野生動物も含めて書いてい

いのではないかということでした。

○児矢野委員 全体方針としては、今、松島委員がおっしゃったことに私も賛成ですが、そもそも、愛玩動物は生物多様性の概念の中に入ってこないのではないかと思います。そして、外来種については生物多様性を害するものとして射程に入ってくるという話なのです。ですから、事務局のおっしゃることや気持ちも個人的にはすごく分かるのですが、愛玩動物の話をあえてここに入れるかどうかはまた別かなという気がしています。

もしも入れるのであれば、取るべき行動ではなく、下位のものであれば、生物多様性の概念に入ってこないものをどうやって論理的に組み立てるのかということはあるかと思えますけれども、少なくとも、生物多様性の概念に入ってこない以上、取るべき行動のところに書くのはまずいのではないかと思います。

2点目は、先ほどの白木委員のご意見についてです。

基本方針1と基本方針4はレベルが違っていて、基本方針4はあくまでも行動変容の話なのです。したがって、書き分けるという話ではなく、外来種、あるいは、駆除の話の基本方針1でも触れつつ、基本方針4でも行動変容の観点から触れるというのにはありだと思いますので、外来種や駆除の話も当然入れるべきだと思います。

○吉中部会長 ほかにいかがでしょうか。

○白木委員 今挙げられた意見をここに全て包括するのは難しいかなという気がしましたし、野生動物との付き合い方と命を尊重した動物の理念的なものを学ぶということは分けたほうがいいのではないかという気もしました。それに、施策も違ってくると思うので、ちょっと考えていただければと思いますが、いかがでしょうか。

○吉中部会長 四つ目の丸について、愛玩動物が生物多様性保全とどうつながるのかというご意見がありましたけれども、愛玩動物の保全というより、愛玩動物との関係を通じて生物多様性保全の意識を醸成していくという意味かなと私は理解していました。そういう意味からすると、一つ目の丸の環境教育の中で読み込んでしまうということはあるのかなと思いました。外来種のこと、あるいは、野生動物との距離も含め、ペットとの関係を題材にしつつ、環境教育を進めていくという整理もできるのかなということです。

○事務局（橋本課長補佐） 取るべき行動の項目については国家戦略も参照しております。新しい国家戦略の基本戦略4に人と動物の適切な関係に係る理解の情勢の中に、野生動物だけではなく、実験動物、産業動物、家庭動物、展示動物も含め、理解を醸成していくことが必要だとあるのです。我々としては、それも参照し、様々な生き物との触れ合いの機会を通じて人と動物との適切な関係を構築するということを取るべき行動に盛り込んだということです。

先ほど松島委員のお話の駆除に対する苦情も私たちは日常的に触れておりまして、課題と感じております。ですから、ここは、道民の理解の促進、そして、それが最終的に行動変容につなげていくのが目指すところかなと考えております。

○吉中部会長 私の読み込みが足りないのかもしれませんが、国家戦略では、人と動物の

共生する社会の実現という行動目標があって、具体的施策がありましたよね。そして、そこには人と動物の適切な関係に係る理解の醸成とありまして、いろいろなものを使って人と動物の適切な関係に係る理解を醸成しようということですよ。それにつながる具体的な施策としては、138ページで言うと、飼養動物の飼育や触れ合いなどの経験を通して動物を愛護する気持ちや人と動物の共生に係る理解を醸成させるきっかけの一つとなる、これが野生動物を含む人と動物の適切な関係に係る考え方や態度の変革を促し、生物多様性の保全に寄与するというつくりになっているのです。

落ち着き先がよく分かりませんが、取るべき行動の4ポツ目は、ご意見をいただいたとおり、愛玩動物に関する記載のように読み取れてしまうということでしたが、愛玩動物の保護ではなく、それを通じた環境教育、意識の醸成ということですので、書きぶりを明確にするか、環境教育の中に含めてしまうか、いかがでしょうか。

○松島委員 そこに対する答えではないのですが、この文は本当に幅広く、それこそ外来種問題ともつながっています。例えば、今、アライグマが問題になっていますが、結局、あれは愛玩動物を捨ててしまったからですよ。愛玩動物を飼ったとき、最後まで責任を持って管理するという意識がなかったことによって外来種問題が引き起こされてしまっているということなのです。それを考えますと、行動として、愛玩動物を飼うときにはそこにも配慮するという、結果としてアライグマの問題が現実には起こっているということを経験教育として理解してもらい、それが大きな外来種問題につながってしまうということをここでは書いてもいいのかなと思いました。

○吉中部会長 まさにおっしゃるとおりだと思います。

妙案は思いつきませんが、今の趣旨を踏まえ、文言や項目を整理していただけますでしょうか。

○事務局（橋本課長補佐） はい。

○吉中部会長 約束の時間をさらに過ぎてしまいましたが、基本方針4についてほかにいかがでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○吉中部会長 最後に、横断的・基盤的な取組についてです。

いろいろとご意見を出していただいています、それを考えつつ、さらに何かありましたらお願いいたします。

○児矢野委員 非常に単純なことですが、二つ目の四角のところでは。

このままの日本語を引かれるかどうかは分かりませんが、主語がないと成り立たない文章になっている気がしました。つまり、国や市町村、研究機関をはじめ、事業者、団体などあらゆる主体との連携体制ということですが、誰がということがないと成り立たないと思うのです。ですから、道を入れて、道は国や市町村としたほうがよろしいのではないかと思います。

もう一点は、三つ目の四角です。

生物多様性国家戦略やその背景となる昆明・モンリオール生物多様性枠組みと書いてあるところです。生物多様性国家戦略というのは、締約国に作成を求めているものなのですね。ですから、背景といえば背景ですけれども、国際法を専攻している私としては前提としたほうがいいのかと思いましたので、ご検討をいただけたらと思います。

○吉中部会長 まず、最初のご意見についてですが、ほかのところでも「北海道は」という主語が全然出てきていないのですよね。北海道も含めたみんなが協働するのだという書きぶりに工夫できますか。

○事務局（橋本課長補佐） これは道の計画ですので、主語のないものは「道が」と読んでいただけたらと思います。

○吉中部会長 ほかのところも同じような感じになるのだと思います。

○児矢野委員 それであれば、「道と」を入れたほうがいいのではないのでしょうか。それとも、文章表現を少し変えてはいかがでしょうか。

ほかのところも確におっしゃるとおりになってはいますが、ほかのところは主語がなくても何か読めてしまうのです。ここに違和感を覚えるのは文章が長いからなのか、いい案はありませんが、ニュアンスの問題ですけれども、お願いいたします。無理に検討してくれという話ではありませんが、読んでいて、何との連携かなと思ったということです。

○吉中部会長 おっしゃっている意味はよく分かりました。

北海道と国や市町村、研究機関をはじめ、事業者や団体などあらゆる主体との連携体制を構築しということが分かるようにということですよね。ほかのところとの関係もあるかと思いますが、検討していただいて、道がこのネットワークに入らないのだとは読めないように注意していただければと思います。

○事務局（橋本課長補佐） あえて入れると必ず北海道が入ることになりますが、北海道がコーディネートするだけで入らない連携体制もあり得るのかなと思います。要は、連携体制を構築するまでの間に道が関わるけれども、最終的には道が関わらずに回るものもあるということを想定すれば、必ず道が入ると宣言しなくてもよいのではないかと考えます。

○児矢野委員 スライド12では、道、市町村、事業者等とありますよね。ですから、ここを「国、道、市町村、研究機関をはじめ、事業者や団体など、あらゆる主体間の連携体制を構築し」するという案ではいかがでしょうか。

○事務局（橋本課長補佐） 検討いたします。

○吉中部会長 昆明・モンリオール生物多様性枠組みは背景なのか、前提としたほうが適切ではないかというご意見でしたが、いかがでしょうか。

○事務局（橋本課長補佐） 昆明・モンリオール生物多様性枠組みは背景なのか、前提なのかを考えることなく、国家戦略や昆明・モンリオール生物多様性枠組みの達成につなげるという視点が重要として、つまり、生物多様性国家戦略も生物多様性枠組みも並列として、達成につなげる視点が重要だという書きぶりではいかがでしょうか。

○児矢野委員 ただ、そうすると、道民は、昆明・モンリオール生物多様性枠組みが何

かが分からないですね。結局、生物多様性条約を実施する義務を負っているのは国で、その一環として生物多様性国家戦略を策定し、それを受けて地方自治体が生物多様性地域戦略をつくるという関係にあるので、並列はあまりよろしくないのではないかという気がします。また、生物多様性国家戦略の3ページを見ますと、生物多様性においても世界目標で昆明・モンテリオール生物多様性枠組みを踏まえと書いてあるのです。ですから、背景ではなく、これに基づいて、これを踏まえてつくりましたということなのです。昆明・モンテリオール生物多様性枠組みがあって、生物多様性国家戦略ができたのです。

実は、今回の生物多様性国家戦略でも昆明・モンテリオール生物多様性枠組みをあちこちでいっぱい引いているのです。それを考えても日本政府としても非常に重要だと位置づけていることが分かります。そして、道が昆明・モンテリオール生物多様性枠組みの義務を負っているわけではないので、国際法の視点からも前提としたほうがいいのではないかと思います。

○吉中部会長 前提とするということに大きな問題が生じますか。

○事務局（橋本課長補佐） 特に生じません。

○児矢野委員 前提や基礎などです。

○事務局（橋本課長補佐） 検討いたします。

○吉中部会長 ほかにいかがでしょうか。

○松島委員 今のお話にも少し関連しますが、環境省が地域戦略をつくる時のひな形を公開してしまして、そこには地域戦略の位置づけが図として描かれているのですね。これが結構分かりやすく、地域戦略があって、その上に国家戦略があって、生物多様性基本法があります。条約が入っていないので、それを入れてもいいと思うのですが、地域戦略がどういう位置づけでつくられているのか、ほかにいろいろなマスタープランがあって、それと並列関係にあるのか、それとも包含するのか、そうした図をつけると非常に分かりやすくなるのかなと思います。関連性をかなり書いていただいていますけれども、ほかの部局の関連施策も加わってくるということで、いろいろな計画も図に示しておく、ほかの部局の人も意識してくれるのではないかと思います。

○吉中部会長 大変重要なことだと思います。

○児矢野委員 今のことは非常にいいアイデアだと思うのですが、補足でお話します。

生物多様性国家戦略を見ますと、ほかの省庁に関わる行政計画なども出ているので、もしも支障がないのであれば、国家戦略のレイヤーのところに横断的に書いたらどうかと思います。目標の中にみどりの食料システム戦略も入っているので、そういうものも図に入れていただくと道民には非常に分かりやすいかと思います。

かつ、先ほど事務局がおっしゃっていた農林水産業の話もこの図に入ってくるわけです。みどりの食料システム戦略には水産業も農業も入っていますし、環境基本計画も環境のほうで入ってきます。そういうものがあると道民としては分かりやすく、いいのかなと思います。

ました。

ですから、松島委員の意見は非常にいいと思いますので、プラスしてほかの省庁に関わる計画や基本法を入れていただけると全体を俯瞰できていいかなと思いましたが、そこに条約と昆明・モンリオール生物多様性枠組みのことも入れていただくといいのかなと思います。

○松島委員 これは別の自治体でやったのですが、法律も入れるとめっちゃくちゃ多くなり、何が何だか分からなかったのです。ですから、せめて道の条例や計画のレベルでとどめたほうがいいのかなというのが僕の意見です。一回やってみると大変だと分かるかと思えます。

○吉中部会長 これから道庁内の関連施策を洗い出していく作業が本格化すると思うのですが、そういう中でそれぞれの関係部局とといいますか、関係しているであろうという説明にも使えると思いますので、工夫していただくといいのではないのでしょうか。すごく役に立つのかなと思います。

○事務局（橋本課長補佐） 検討させていただきます。

○吉中部会長 駆け足となりましたが、そのほか、全体を通じて何かありましたらお願いいたします。

（「なし」と発言する者あり）

○吉中部会長 時間を超過してしまい、申し訳ございませんでした。

以上で今回の審議は終了いたします。

大変貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。

全部を記録できていないかもしれませんので、今日出された意見を踏まえ、事務局で修正していただき、次回の審議に向かいたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、事務局に進行をお返しいたします。

3. その他

○事務局（橋本課長補佐） 最後に、私からスケジュールについてお話ししようかと思っておりましたが、先ほどのとおりとなります。

4. 閉 会

○事務局（鈴木自然環境課長） 今日は、長時間にわたってご審議をいただき、ありがとうございました。種々、指摘していただいた点は検討させていただき、修正の上、再度ご提示をさせていただきたいと思います。あわせて、議事録も至急まとめまして、委員にお届けしたいと思いますので、引き続きよろしく願いいたします。

これをもって今年度第3回目となる北海道環境審議会自然環境部会を終了します。

本日は、大変ありがとうございました。

以 上